

- 1 天皇が国事行為として任命し、内閣の首長として行政権を統括する役職を何という？
① 衆議院議長 ② 参議院議長 ③ 内閣総理大臣 ④ 最高裁判所長官
- 2 法律や行政処分が憲法に違反していないかを裁判所が審査し、判断を下す権利を何という？
① 違憲審査権 ② 立法権 ③ 司法権 ④ 行政権
- 3 国の権力を憲法で縛ることで、国民の権利を守るという考え方を何という？
① 基本的人権の尊重 ② 法の支配 ③ 立憲主義 ④ 国民主権
- 4 他人の人権との衝突を防ぐために、個人の自由や権利が制限される根拠となる考え方を何という？
① プライバシーの権利 ② 幸福追求権 ③ 知る権利 ④ 公共の福祉
- 5 公務員などが憲法を守り、尊重しなければならない義務を何という？
① 教育を受けさせる義務 ② 憲法尊重擁護義務 ③ 勤労の義務 ④ 納税の義務
- 6 国家権力の暴走を防ぐために、政治を行う者も法に従わなければならないという考えを何という？
① 法律 ② 法の支配 ③ 条約 ④ 命令
- 7 通常法律よりも改正の手続きが厳格に定められている憲法のことを何という？
① 民定憲法 ② 硬性憲法 ③ 欽定憲法 ④ 軟性憲法
- 8 日本国憲法第9条が禁じる戦力には当たらないとする政府見解に基づき、自衛のための必要最小限度の実力組織として運用されている組織を何という？
① 保安隊 ② 警察予備隊 ③ 防衛省 ④ 自衛隊
- 9 日本国憲法第9条で、戦争や戦力の保持とともに否定されている、国家が戦争を行う法的権利を何という？
① 統治権 ② 行政権 ③ 交戦権 ④ 立法権
- 10 日本国憲法第11条で、国民が侵すことのできないものとして規定されている権利を何という？
① 基本的人権 ② 身体的自由 ③ 法の下での平等 ④ 信教の自由
- 11 大日本帝国憲法のもとで、天皇を補佐する役割を担った大臣たちのことを何という？
① 国務大臣 ② 貴族院議長 ③ 枢密院議長 ④ 衆議院議長
- 12 憲法を改正するために、国会の各議院で必要とされる賛成の割合を何という？
① 3分の1 ② 過半数 ③ 3分の2 ④ 4分の3
- 13 天皇が行う国事行為に対して必要とされる、内閣からの政治的な責任を伴う手続きを何という？
① 助言と承認 ② 国会の同意 ③ 天皇の認証 ④ 内閣の責任
- 14 憲法に反する法律や命令を無効とする、日本国憲法の性質を何という？
① 法律 ② 最高法規 ③ 省令 ④ 政令
- 15 日本国憲法第9条において、日本が保持を禁止され、交戦権も認められないとされている軍勢力全体を指す言葉を何という？
① 軍隊 ② 陸海空軍 ③ 戦力 ④ 兵器



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	国会の指名を受けて天皇が任命します。		3 内閣総理大臣	☐
2	違憲審査権は、国会で作られた法律や行政の行い（行政処分）が、憲法の基本的人権や平和主義などの理念に反していないかを判断する権利です。		1 違憲審査権	☐
3	立憲主義は、憲法は国民が権力を制限するために作るもの、という考えです。		3 立憲主義	☐
4	公共の福祉とは、社会共同体全体が円滑に維持されるための利益のことです。		4 公共の福祉	☐
5	憲法第99条により、天皇、摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負っています。		2 憲法尊重擁護義務	☐
6	これは個人の恣意的な支配を否定し、国民によって制定された憲法によって権力を縛る考え方です。		2 法の支配	☐
7	硬性憲法とは、法律の改正よりも厳しい手続き（国会での高い賛成割合や国民投票など）を必要とする憲法のことです。		2 硬性憲法	☐
8	警察予備隊を前身とし、現在は陸上・海上・航空の三自衛隊で構成されています。		4 自衛隊	☐
9	第9条第2項には「国の交戦権は、これを認めない」と明記されています。		3 交戦権	☐
10	基本的人権とは、単なる法律で与えられたものではなく、人間が当然に持っている普遍的な価値であるとする考え方です。		1 基本的人権	☐
11	大日本帝国憲法では、行政権は天皇にあり、その天皇を助ける役割として国務大臣が置かれました。		1 国務大臣	☐
12	憲法改正には、まず国会による発議が必要です。その発議には各議院の総議員の「3分の2」以上の賛成が求められます。		3 3分の2	☐
13	天皇のすべての国事行為には、内閣の助言と承認が必要です。		1 助言と承認	☐
14	憲法は「最高法規」であり、これに反する法律、命令、詔勅などは全て無効となります（憲法98条）。		2 最高法規	☐
15	この条文では、陸海空軍その他の戦力を保持せず、国の交戦権を認めないと規定しています。		3 戦力	☐

言えなかった用語ノート